

# 消費生活に関する被害防止や消費者保護に向けた意思表示

## 吉田町長の表明文

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害が生じ、私たち消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。近年、オンラインショッピングの購入トラブルや架空請求などインターネットを通じた悪質商法や特殊詐欺の被害が増加している状況に加えて、災害に便乗した高額な家屋修繕や保険金詐欺、訪問販売や訪問買い取りなどのトラブルの相談が多く寄せられている状況となっております。

こうした状況に対応するため、能登町では消費者行政強化（推進）事業費補助金を活用し、消費生活相談窓口を設置して問題解決のための助言等を行っています。また、消費者トラブルの未然防止のため町広報紙や公式SNSなどで注意喚起や出前講座、グッズ・チラシを配布するなどの啓発活動も実施しております。

さらに、奥能登2市2町で「奥能登広域消費生活センター」を広域運営するなど、消費生活相談体制の充実と強化を図っております。

今後も町民の暮らしの安全安心を確保するため、持続的に消費者行政の推進と強化に取り組んでまいります。

令和8年3月18日

能登町長 吉田 義法